第三十七条の十一の三第一項中「この条から」を削り、同条第三項第一号中「）に」を「）の長に」に、「この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項」を「第六項まで」に改め、「代えて行う」の下に「電磁的方法（」を、「利用する方法」の下に「をいう。次条第一項及び第三十七条の十一の六第二項において同じ。）」を加え、同項第二号中「基づき当該口座」の下に「に係る振替口座簿」を加え、同条第四項中「定めるものをいう」の下に「。次条第一項において同じ」を、「この項」の下に「、次項及び第七項」を加え、同条第五項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同条第六項中「届出書に」を「特定口座開設届出書に」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「。以下この条から」を「。以下」に改め、「開設する営業所」の下に「の長」を加え、「第五項」を「以下この項」に、「提出」を「提出（当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（同条第二項において「住所等確認書類」という。）の提示又はその者の署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの（同項において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるものを含む。）」に、「（以下この条から第三十七条の十一の六まで）」を「（以下同条まで）」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の六第二項中「非居住者は」の下に「、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている」を「当該」に改め、「及び次項」を削り、「を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」という。）をしなければ」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした」に改める。

第三十七条の十三第一項第二号を次のように改める。

二　内国法人のうちその設立の日以後十年を経過していない株式会社（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）当該株式会社により発行される株式で次に掲げるもの

イ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

ロ　金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（財務省令で定めるものに限る。）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの

第三十七条の十三第一項第三号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第一項中「上場株式等又は」を「上場株式等、」に、「次項」を「又は特定非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第三号に掲げる第一号に規定する上場株式等若しくは第四号に掲げる第一号に規定する上場株式等（次項）に改め、同項に次の二号を加える。

三　当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る上場株式等で前号イ又はロに掲げるもの　当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

四　当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る上場株式等で第一号イからハまでに掲げるもの　当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

第三十七条の十四第二項及び第三項中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又は非課税累積投資契約に基づく」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく」に、「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に改め、「の非課税管理勘定」の下に「若しくは特定非課税管理勘定への移管、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定」を加え、同項第三号中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項第一号中「政令」を「その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に、政令」に、「を設定しようとする」を「に設ける勘定の種類、当該」に、「、若しくは」を「、又は」に、「若しくは雑所得」を「又は雑所得」に改め、「（以下この号において「口座設定に関する事項」という。）」を削り、「。）で、非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書を添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）を当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を「。）の」に改め、「又は非課税口座簡易開設届出書」を削り、「代えて行う」の下に「電磁的方法（」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「設定された」を「開設された」に、「及び非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約」に改め、同号イ中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同号ロ中「平成四十九年十二月三十一日」を「令和二十四年十二月三十一日」に改め、同号に次のように加える。

ハ　特定非課税累積投資契約　令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第二号中「第二十七項」を「第二十二項」に、「同項に規定する提出をした者が」を「提出をした者（第四号及び第六号において「継続適用届出書提出者」という。）が出国（」に改め、「出国」の下に「をいう。第四号及び第六号において同じ。）」を加え、「第二十九項」を「帰国届出書の提出（第二十四項」に、「提出が」を「提出をいう。第四号及び第六号において同じ。）が」に改め、「、ロ」の下に「又は第六号ニ」を加え、同号イ中「第四号イ」の下に「及び第六号イ」を加え、同号イ⑴中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、「同号」を「第四号及び第六号」に改め、同号イ⑵中「開設された」の下に「未成年者口座（」を、「未成年者口座」の下に「をいう。第六号並びに第二十八項及び第二十九項において同じ。）」を加え、「同項第三号」を「未成年者非課税管理勘定（同条第五項第三号」に、「。ロ」を「。第六号において同じ。）をいう。ロ」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　当該勘定は、平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

第三十七条の十四第五項第三号ロ中「は、当該」を「は」に、「非課税適用確認書の提出、非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。以下第七項までにおいて同じ。）」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項第四号中「ものをいう。）」を「ものをいう。第六号において同じ。）」に、「同号イ及び」を「同項第二号イ及び」に、「に限り、第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する」を「（以下第六号までにおいて「累積投資上場株式等」という。）に限り、継続適用届出書提出者が」に、「第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出」を「帰国届出書の提出」に、「上場株式等の譲渡」を「累積投資上場株式等の譲渡」に、「上